

「練馬区駅周辺再開発促進地区内等における建築行為等に関する指導要綱」の概要

要綱対象地区（各「駅周辺再開発促進地区内における建築行為等に関する指導基準図」参照）において、市街地再開発事業等のまちづくり事業の適用を受けることなく、個別に建築行為等を行う場合は、以下の基準を遵守した計画で実施することとする。

1 道路拡幅計画路線に伴う建築物の後退

道路拡幅計画路線（基準図参照）の沿道の土地で建築行為等を行う場合は、既存道路（部分拡幅前の旧道を含む）の中心線から計画幅員の2分の1の距離以上後退して、建築物の建築や工作物の築造を行うこととする（地下部分も同様）。

また、角地の場合は、すみ切りの部分（底辺3.0m）も同様とする。

2 歩行者空間拡幅のための建築物の壁面後退

壁面後退指定路線（基準図参照）の沿道の土地で建築行為等を行う場合は、道路境界線（道路拡幅計画路線の道路後退線を含む）から基準図に定められた距離以上後退して、建築物の建築や工作物の築造を行うこととする。

また、後退部分は、一般の歩行者が通行できるように整備すること。

3 建築物の色彩等の協調化

建築物の外壁、柱および屋根の色彩を落ち着いた色合いとするなど、まち並みの景観に配慮した形態とする。

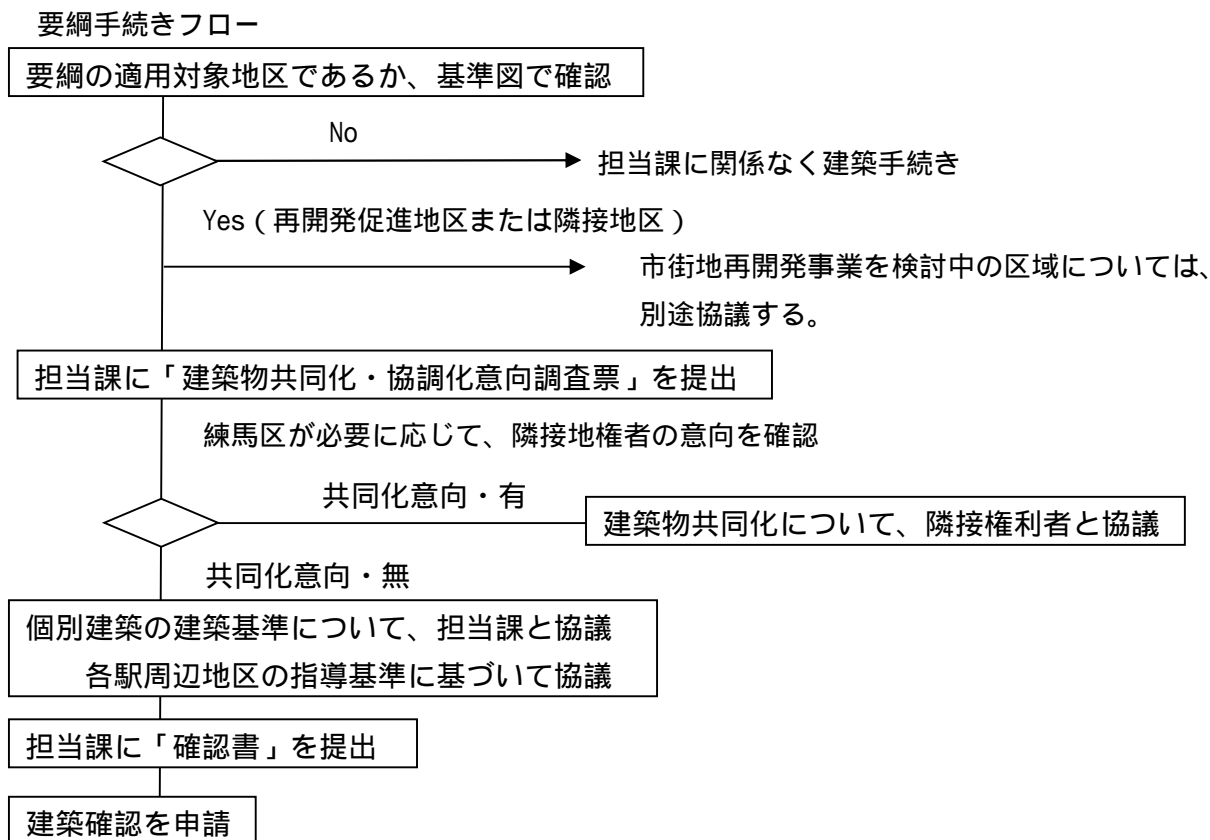
4 看板等の広告物の設置位置

建築物から突き出して設置する看板等の広告物は、道路面から看板等の下端までの高さを、道路後退部分については4.5m以上、壁面後退部分については3.5m以上とする。

5 その他

その他、各「駅周辺再開発促進地区内における建築行為等に関する指導基準」により定めた事項

詳細については、再開発促進地区ごとに定められた基準をご覧ください。担当者にお尋ねください。



問い合わせ先 練馬区都市整備部東部地域まちづくり課（練馬駅周辺地区担当）

〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 本庁舎16階

電話：03 - 5984 - 1527（直通）